

ソーシャルワークにおける「主体性」に関する一考察

—主体性概念に着目して—

林 眞 帆

【要 旨】

ソーシャルワークにおいては、クライアントの「主体性」ということが常に重要視されてきた。主体性の形成は、一方ではパターンリズムからの脱却、他方では近代的市民としての自立・自律に向けて意味をもったものである。しかし、臨床場面ではクライアントの「主体性」を保障できにくい条件が多く、クライアントの「主体性」に価値を置く理論と実践との乖離や葛藤が生じている状況がある。

本稿は、ソーシャルワークにおける「主体性」概念をソーシャルワーカーの実践の中で検討することを通して、「主体性」を単に「個の尊重」として捉える従来の考え方を再吟味し、個人が社会的存在であるという点に着目して「主体性」概念の再構築を図ろうとするものである。

【キーワード】

主体性の尊重 個の主体性 自己決定 社会関係 置き去りにしない

I はじめに

1. 研究の背景と目的

ソーシャルワークは、「個人の尊厳の尊重とその保障」を根源的な理念として、これまでもクライアントの主体性の尊重を重要な価値としてきた。そして、Biestek (1957) の所論やソーシャルワーク実践の価値規範である倫理綱領でも明文化されているように、その価値を具象化する原理・原則としてクライアントの自己決定を尊重することを重要としてきた。

また、1990年代以降のポストモダンの概念や「社会福祉基礎構造改革」における議論は、ソーシャルワークの理論と実践に大きな影響を与えている。具体的には、人間への信頼を前提に自由や権利の保障に向けて当事者が決定や選択に参画し、問題解決の主体となるべく「力」を強化することに関心が向けられている状況がある。

これらの議論に共通してみられるのは、ソーシャルワークの価値に関する理論がクライアントの「自己決定できる潜在能力や可能性」を開発し、発露させることがその尊厳を保障することになるという考え方が前提になっている点である。そして、一方では、主体的な自己決定が困難と思われる人々へのソーシャルワーク実践のあり方が問われており、かけがえのなさ・その人らしさという人間観や援助観からのアプローチが試みられている。

しかし、立岩 (2000) は、臨床場面において判断能力に関する問題の有無にかかわらず、自己

決定が採用されない状況があることを明らかにし、個のみに依拠した自己決定の限界を指摘する。また、白澤 (2007: 17) は、人間は主体的に自己決定していくものとする価値を超える人間観がなければ自己決定への対応が明確化できなくなっていると、自己決定のあり方について言及している。端的に言えば、クライアントの主体性とは何かが問い直されているこれらの議論は、ソーシャルワークの理論が個の主体性に価値をおく中で、クライアントの主体性の尊重を保障する「自己決定」という原理・原則が揺らいでいる状況を示していると言える。

筆者は、「個の主体性」や「自己決定」に関するこれらの議論や問いが生起する背景には、ソーシャルワークの理念やそれを実現する価値と原理のあり方について、理論と実践の間に乖離があるからではないかと考えている。つまり、個人を自己決定できる人に引き上げていくことのみで、クライアントの主体性を尊重することになるのか、果たして、クライアントの主体性を尊重するとは自己決定のみで実現できるものであろうか。

Horne (1999: 1-34) が指摘するように、ソーシャルワークは複雑な活動であるため現実の実践はより変化しやすく、あらゆる可能性と制限をもつ。それゆえ、ソーシャルワークにおける価値の果たすべき役割について実践の中から問い直す必要性があるのではないだろうか。

そこで本稿では、まず、「主体性」概念を整理する。そして、ソーシャルワークが従来採用してきた「クライアントの主体性の尊重」という価値をソーシャルワーカーはどのように認識し、理解し、実践しているのかについて実証的に考察し、実践の中からクライアントの「主体性を尊重する」ことの意味を再検討する。

2. ソーシャルワークと「個の主体性」との関係

ソーシャルワークの基礎的価値と原理が「人間の尊厳」と「自己決定」であることは、多くの論者の一致する見地である。「人間の尊厳」について Horne は、Butrym (1976=2004) の文献を引用し、「人間の尊厳」はカント哲学が前提としている理性的意思をもつ人間に生得的に与えられた絶対的な価値であり、それを具象化する方法として「個の主体性」がソーシャルワークにおいて重要視されるようになったと述べている。また、J. S. Mill (1859=1971) は、人間らしく生きるために必要な条件として「自由」を主張し、自分の生命・身体・財産に関して他人に危害を及ぼさない限りにおいて、本人に不利益であっても自己決定の権限をもつとし、自由の原則として自己決定権を明確にした。彼の自己決定概念は、ソーシャルワークにも大きな影響を与え、個人の尊厳が自己決定をもって保障するという方法が価値の具象化のあり様となったのである。ただし、ここで自由であるべきと考える個人像は、判断能力を十分に備えた成熟した人間を想定している (石川=2007: 6)。つまり、諸々の能力の成熟している成人にのみ、他人に危害を及ぼさない限り、「個の主体性」としての自己決定の権限をもつとされ、ソーシャルワークはクライアントの自己決定を最大限の目的とし、個人と社会の二重の責任において、市民社会の中で他者との利益のバランスの中で他者に依存しない存在まで個人を引き上げていくことを目指した (Downie and Telfer 1969: 150-169)。つまり、個人の尊厳を確立するために必要とされた近代的主体の存在は、ソーシャルワークの目指すべき価値規範にも影響を与え、個人による自己決定という方法原理をもって個人の尊厳の価値を実現しようとしてきたのである。

一方、1960年代以降のノーマライゼーションの原理や、自立生活運動の歴史からは、近代的主体とみなされず抑圧を受けてきた人々のパターンリズムからの脱却を図ることを目的に「個の主体性」が強調されてきたことがわかる。とりわけ、1990年代以降、フーコーの思想を基盤に「個の主体性」のあり方が再び問われることになった。フーコーは、『監獄の誕生』において、人々を「規格化」する実務に就いている医者や心理学者などと並ぶ専門家として、ソーシャルワーカー

を位置づけている（三島2007：192）。そして、一連の議論の中で、愛や善意のもとにクライアントの自由を剥奪してきたソーシャルワークは、クライアントの権利として「自己決定」を実践の中核に据えることになる。

これらを背景に、ソーシャルワーカーは、クライアントの「自己決定を支援する役割」を担うものとして理解されてきた。

実際にソーシャルワークの価値や原理を内包する実践の枠組みである「倫理綱領」には、ソーシャルワーカーが専門職として従うべき行動規範や、義務の一つとして、「自己決定」への支援が明文化されている。

グリーンウッドに代表されるように、専門職性に関する先行研究では、専門職の構成要素として、学問的体系や資格とともに倫理綱領が必要と言われている。倫理綱領は、専門職として何をを目指すのかという価値体系を明確にし、社会に向けて具体的な宣言をするものである。それは、専門職が社会的使命の遂行を第一義的な目的とする意味で重要と言える。

その意味で、各国の倫理綱領（表1）を比較すると、ソーシャルワークは「個人」と「社会」という共通の視点から、「個人の尊厳」を個人の自由意思による「主体性」の尊重により実現させることを実践の中心に据えていることがわかる。さらに、具象化の方法として「自己決定」を重視している点も共通している。これらの背景には、人間の行動の性質と方向は、その人の理性と意志による行為によって決定させるものであるというキリスト教を基盤とした宗教上の諸見解と、人間は意志をもち限られた範囲の中ではあるが自身で選択することができるという「人間性」に対する解釈など哲学的諸見解が大きな影響を与えている。

表1 各国の倫理綱領

	BASW (イギリス) 2002年	NASW (アメリカ) 1996年	SPSW (スウェーデン) 1997年	AASW (オーストラリア) 1999年	IFSW 2004年
価値	人間の価値と尊厳	サービス(貢献)	個人の尊厳と配慮	人間の価値と尊厳	人間の価値と尊厳
	社会正義	社会正義	社会生活への完全な参加	社会正義	社会正義
	サービス(貢献)	人間の価値と尊厳	平等	サービス(貢献)	
	誠実	人間関係の重要性	自己責任	誠実	
		誠実		専門性	
		専門性			
クライアントとの関係	自己実現	自己決定	平等・公正	利用者の利益の最優先	自己決定
	個人としての尊重	説明と同意	安心	自己決定	参加の権利の促進
	差別の禁止	専門性	発達保障	説明と同意	包括的理解
	受容	個別性の尊重	自己実現	意思の尊重	エンパワメント
		責務	責任	文化的への認識	差別への挑戦
		秘密保持	対立の管理	秘密保持	多様性の認識
		記録開示	公正	記録開示	公正
		性的関係の禁止			ソーシャルアクション
		セクハラ禁止			
		差別禁止			

我が国の倫理綱領は、1961年に日本医療社会事業協会が策定したのが始まりである。日本医療社会事業協会は、医療ソーシャルワーカーを専門職として位置づけるために奔走した歴史から、資格化を目指した結果と言えなくもないが、欧米教育を基礎とした協会では、NASWの倫理綱領を参考に策定された。次いで、日本ソーシャルワーカー協会も海外のソーシャルワーカー協会の倫理綱領を取り寄せ、翻訳し、特にアメリカ、イギリス、スウェーデン、スイス、国際ソーシャルワーカー協会などを参考にしている。また、日本ソーシャルワーカー協会の社会福祉部を母体として設立した日本社会福祉士会は、独自の倫理綱領を制定せず、日本ソーシャルワーカー協会の倫理綱領を採択し、1995年に社団法人化した際にも引き続き、この倫理綱領を採択している。その後、社会福祉基礎構造改革や制度変革の進行により倫理綱領の内容について改訂の必要性が生じたことから、2005年に日本ソーシャルワーカー協会の働きかけと日本学術会議の社会福祉・社会保障研究連絡委員会などからのパブリックコメントにより、国際ソーシャルワーカー連盟に加盟している4団体による共通倫理綱領として、IFSWの倫理綱領を採択した。

倫理綱領の背景には、各国、各団体によって様々な事情があるものの、共通したソーシャルワークの価値は「個人の尊厳」とその実現である。同時に、「個の主体性」の尊重や、「個の主体性」が発揮される環境を創設することが国や職能団体の事情を問わず、ソーシャルワーカーに課せられた役割や責務として位置付けられていることは確かである。

II 研究方法

1. 研究の対象

本研究では、回復期リハビリテーション病棟における医療ソーシャルワーカーの実践と事例を対象とする。この病棟は、クライアントの全人間的復権を目指すという価値を基盤に、生活再考を目指すクライアントとその家族へのソーシャルワークの実践の場である。しかし、中途障害を負うという突然の出来事により、時にクライアントと家族との間で意見の食い違いやクライアントの希求する将来と現実との相克が生じやすい。このような現実の中で実践を行う医療ソーシャルワーカーは、クライアントの「自己決定が採用されない」または「自己決定を尊重できない」など自己決定をめぐる諸問題を経験していると思われる。本研究の対象としての条件を満たすものと考えられる。

医療ソーシャルワーカーの属性については、一定の知識と経験を担保する上で、福祉系学部を卒業後、社会福祉士の資格を取得し、回復期病棟で5年以上働いている5名のソーシャルワーカーを対象とする。実践事例については、ソーシャルワーカーがクライアントの「主体性」の尊重に関して、倫理的ジレンマを感じた終結事例を採用する。倫理的ジレンマには、自己決定にまつわる課題、すなわち、クライアントの「主体性」の尊重への葛藤が含まれるものと予測する。本研究において、ソーシャルワーカーの価値葛藤が内包されうる倫理的ジレンマの事例を検討することにより、実践が抱える理論的課題が明らかになると考えた。

2. 研究方法

本研究では研究設問を明確化するために、主体性についての先行研究をレビューし、ソーシャルワークにおける「主体性」概念について整理する。特に、「主体性の尊重」とは、具体的にどのような実践と捉えられているのかについて整理し検討する。

また、調査研究として医療ソーシャルワーカーを対象にしたフォーカス・グループ・インタビューを行う。主に①実践において、クライアントの「主体性」の尊重に関して経験した倫理的

ジレンマは何か、②ソーシャルワーカーは、クライアントの「主体性」をどのように捉えているか、③日ごろの実践で本人主体を実現するためにどのような実践を行っているのかについて、実際の事例をとおして聞き取りを行った。ここで、フォーカス・グループ・インタビューを採用した理由は、①集団のダイナミックな相互作用を重視するため、研究課題により接近し得ること、②参加者が実際に考えていることについてより正確な情報が得られること、③非常に豊かな知識が得られるという特徴から、本研究設問について彼らに共通している価値の意味を構成しているプロセスをより深く明らかにできると考え選択した。

3. 分析方法

本研究では、収集されたナラティブデータを J. Mcleod (2007) のテキスト解釈学的アプローチに依拠し、中核的概念を析出した。分析枠組みとして、①予備的分析：全体としてのテキストの中に構造や意味を見出す、②ミクロ分析：特定の出来事や介入プロセスについて理解する、③理論的解釈とした。これにより、医療ソーシャルワーカーの語りの中から言葉の意味を構造化した。

ここで採用したテキスト解釈学的アプローチとは、「人もしくは集団の言動-根底にある意味を明らかにする解釈という行為」(Mcleod: 35) と定義され、意味の発見を目指すものである。それゆえ、本研究が実践を基盤とする語りの中から、ソーシャルワーカーが捉えている「主体性」概念の背景にある意味の構造を明らかにするためには、妥当であると判断し、この分析方法を採用した。

Ⅲ 研究結果

1. ソーシャルワークにおける「主体」および「主体性」

本研究では、回復期リハビリテーション病棟で働くソーシャルワーカーを研究対象としていることから、主に障害分野を中心とした「主体性」概念について整理を試みる。

まず、主体については、自主・自助・社会人として責任のとれる存在(岡村1983)、自発的に基づいて働きかけをする個人または集団・唯一性・単独性(三島2002)、目的・意志・能動的・自分の言葉で語る・判断、自己選択、自己決定する存在(久保1999, 木村2000, 孫2006)として語られている。さらに、代替え不可能な個人(新保2008)などのキーワードで示されるように「自分の目的や意志をもち、自らの力で行動をおこす存在」としてあくまでも個の存在概念として認識されている。同様に「主体性」についても、自由な意志のもと他者からの干渉を受けず、自己選択・自己決定・参加の行為(岩本2007, 久保1999)や、他者の干渉や保護を受けずに自分の行動を自分で選び、生活をコントロールする意志をもつこと(孫2006)など、個としてのありようを示している。

しかし、一方では、「主体」を社会的存在(三島2008, 空閑1999)、他者との間での認識された存在(松端1997)、関係の中での存在(笹沼1994)、他者や周囲とのつながりにおいて自分の存在を意味付け、安定させている存在(空閑1999)など、他者との関係で捉える視点もある。同様に「主体性」についても、個としての人間存在からの理解ではなく、連帯性・自己と他者間に介するもの・他者や周囲とのつながり、さらにその関係性をも含んだ存在として、その人間存在のあり方(人間観)から見出されてくるもの(空閑1999: 123)、他者との関係の中で形成するもの(松端1997)、関係の中で自己を捉えること(小山2004)など、関係性の視点から語られているものがある。特に、空閑(1999: 113)は、社会福祉基礎構造改革下において、自分の意志で選択、

決定することに困難を感じる者がいかに多いかを実感するという池田(1998:14)の論考などから、日本人の「主体性」を「文化」の側面から理解する必要性について言及している。つまり、日本人の他者や周囲とのつながりにおいて形成される『主体』は、まさに周囲との対人的脈略を包括したものとして捉えることができる(=1999:123)。

以上のことから、ソーシャルワークにおける「主体」や「主体性」概念は、論者によって個としての存在、個の行為という認識と、個としての存在のみでなく、個と他者との関係から生起する行為という二つの見解に整理できる。

このように、ソーシャルワークにおいて「個の主体性」が語られる背景には、前述したように理性的意志をもつ人間に生得的に尊厳があるという、個の尊厳を確立するために必要とされた近代的主体の存在がある。そして、ソーシャルワークもその価値規範を採用し、福祉を必要とする人々が、近代的人間像に適合することを目指し、「個人の尊厳」という価値を実現しようとしてきた。つまり、それがその人らしく生きること、あり続けることとして、個が重視されてきたのである。さらに、近代的主体とみなされず抑圧を受けてきたものたちは、パターナリズムからの脱却を図ることを目的に「個の主体性」を強調してきたと言える。しかし、稲沢(2005:254)は、「個の主体性」と「自己決定」との関連において、クライアントの自己決定を尊重しようとするあまり、自己決定するように圧力をかけることになり、結果的には「自主(自発)的であれ」と、クライアントを追い込むことになると述べている。このような議論は、人間への信頼および専門家(援助者)によるパターナリズムの否定の由来から生起した「個の主体性」のあり様が、「主体性」概念のゆがみとして生じていると言える。

では、主体性を尊重する具体的な実践はどのように展開されているのだろうか。この点について整理すると、自己決定に至るまでの「過程」への支援(岩間2004)、ソーシャルワーカーの専門的役割の遂行(新保2004、鈴木2004)、ストレングス視点(狭間2000)、エンパワメントアプローチ(久保2002)、人権思想の普及(笹沼1994)などの方法が論じられている。つまり、ソーシャルワークはアプローチや方法論においても、クライアントの能力を引き上げること、援助者の価値観を成熟されるものなど、「主体」や「主体性」を個の存在や個の存在のしかたと捉え、それを保障しうることが中心になっている。

以上、実践における先行研究を整理すると「主体」および「主体性」は、潜在能力やパワーレスが課題となり自己実現が図れない人々を対象とする論考と、能力的な自己決定が困難と思われる人々を対象とする論考に分かれ、対象の置かれている状況や環境によって、その具象化の方法が異なっている。言い換えると、個として主体性を発揮できない理由が「自己決定できる・できない」という能力的な問題に集約し、自己決定だけでは解決しえない事象への視点が不足しており、この点については議論する必要があるのではないだろうか。

2. 「個の主体性」と関係の視点

収集したソーシャルワーカー5名のナラティブデータを表1のように整理した。データの子備的分析の結果、ソーシャルワーカーたちは、クライアントの「主体性」とは、本人の意思や言語による自己決定であると認識している。そして、ソーシャルワーカーは本人が下した決断を支えることが主体性を尊重する実践であると考えている。そして、自己決定は、本人が納得のいく生き方の選択であり、本人らしくあることを実現させ、それが本人の利益であると捉えている。

しかし、一方では、自分らしくあるために家族を犠牲にできないというクライアントの語りから、現実の自分と向き合いながらの自己決定や、家族との関係における自己決定が本人の利益になる場合もあるとも認識している。つまり、多くの実践経験から自己決定とは、本人と家族間の

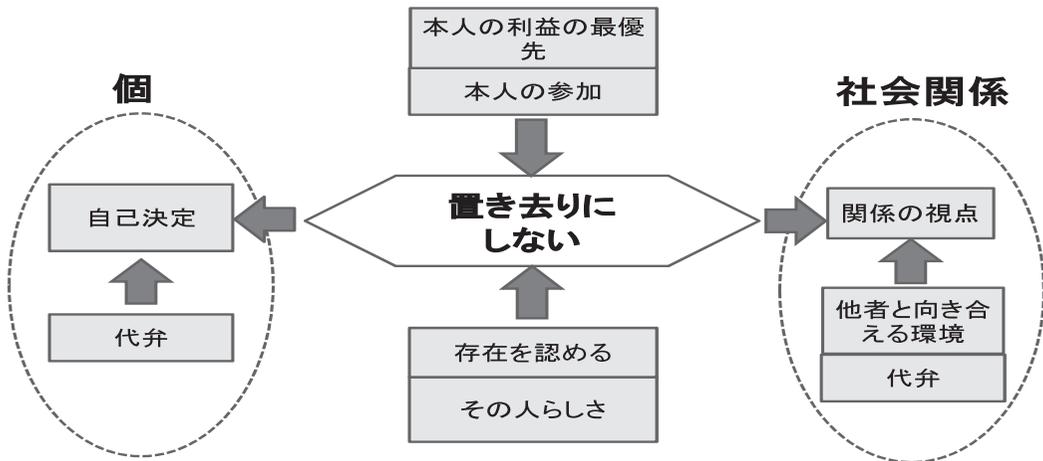
相互作用の結果であると捉え、話し合える場の設定や、代弁機能を果たしながら本人と家族が折り合いをつけることを支援している。つまり、自己決定原則に依拠しつつも、関係の視点から「個の主体性」を実現しようと模索していることが明らかになった。

3. 自己決定原理の補完的視点

ミクロ分析の結果、テキスト全体から析出されたカテゴリーを、図1のように整理した。そして、クライアントの「主体性」の尊重は「置き去りにしない」という中核的概念で示すことができた。この概念の意味は、クライアントが自分らしくあるために、自らを肯定し、他者にその存在が認められ、意識され、他者が本人の存在自体に向き合うことがクライアントの「主体性」を尊重する重要な根源的原理であると解釈できる。そして、それを保障するためには、本人の最大の利益を考え、本人の参加が重要な原則であり、個による自己決定が重要であることを認識している。しかし、障害受容とその葛藤や過度な回復への期待、家族関係の不調和など様々な理由により、本人の自己決定だけでは解決しえない現実に対して、彼らは「関係」という新たな視点での実践を展開している。この関係の視点は、「介護の必要な状態」というクライアントの抱える現実をとおして、クライアントが否応なしに他者との関係において自己を認識せざるをえない状況から、ソーシャルワーカーはクライアントと他者を切り離すことの不利益を認識し、そこから関係の重要性を経験知として蓄積している状況がある。つまり、クライアントの思い描くこれからの生活を大きく左右する重要な他者 (significant others) との関係性の視点から置き去りにされないことが、クライアントの尊厳を示すこととなり、それがクライアントの主体性を尊重する実践と位置づけていると解釈できる。それを保障するために、クライアントと他者が向き合える場と時間を設定し、ソーシャルワーカーが advocator となり、他者との関係の中で、本人と他者の双方が折り合いをつけることを支援している。このように、現場のソーシャルワーカーの【置き去りにしない】実践は、クライアントの「主体性」を尊重することを、個のみによる自己決定だけではなく、「新しい生き方」や、「生活のカタチ」を「社会関係」の中で補完することを試みている。

社会関係とは、生活する個人と環境が相互に関わり合う中で、両者間に特定の事柄が意味を持ちはじめ、それが様式、規範として形成された関係を意味する (平塚2010: 62)。つまり、人間は、他者と相互に関わり合いながら相互作用のなかで、ある特定の事柄が本人にとって意味のある世界を成立させる。すなわち、人間の本質は、その実態において社会的諸関係の総体である (廣松1990: 35)。換言すれば、人間が社会的存在であるならば、自らの主体性も「社会関係」によって構成されると言えよう。その意味でソーシャルワークは個の「主体性の尊重」を個のみによらず、他者との関係のなかで認識し、実践するという新たな視点が必要なのではないか。ただし、新たな視点とは、自己決定に先立つものではなく、あくまでも補完的視点として個の主体性を支えるものである。さらに言えば、個の主体性を支えるのみならず、クライアントの「親密な他者」「重要な他者」で構成される「社会関係」を支えるものとしてクライアントの暮らしに重要な意味をもつと言える。

図1：クライアントの「主体性の尊重」を示す概念図



IV おわりに

クライアントの主体性の尊重を自己決定支援において保障しようとする中で、自己決定支援とはクライアントとソーシャルワーカーとの相互作用において導かれることとして強調されている。この点について異論はないが、では相互作用の中でソーシャルワーカーは具体的にどのように専門職として主体性を発揮するのだろうか。本稿では、ソーシャルワーカーがクライアントの主体性を社会関係の中で捉えなおし実践を展開していることがわかった。それは、単に本人の自己決定のみによらず、他者との関係により主体性を尊重しようとするソーシャルワーク実践の主体性と言える。そして、現場の実践を科学的に検証するとことによって、ソーシャルワーク原理の新たな視点を提供できたことは、理論と現実との乖離の中で葛藤を抱えるソーシャルワーク実践にひとつの示唆を与えるものである。

付 記

本研究における調査研究は、日本社会福祉学会の研究倫理指針に基づき、倫理的配慮を行っている。また、インタビューや事例内容についても、分析に影響がでない範囲において特定できないように配慮を行っている。

【文 献】

Biestek, Felix P. (1957) *The Casework Relationship* Loyola University Press.

(=1997,尾崎新・福田俊子・原田和幸訳『ケースワークの原則－援助関係を形成する技法』誠信書房。)

立岩真也 (2000)『弱くある自由へ』青土社。

白澤政和 (2007)「大会企画シンポジウム－サービス利用者の主体性と福祉援助観」『日本社会福祉学会第55回全国大会報告要旨集』日本社会福祉学会大会誌, 17.

- T・Butrym, Zoffia (1976) *The Nature of Social Work* Macmillan Press
(=2004, 川田誉音訳『ソーシャルワークとは何か-その本質と機能』川島書店.)
- Horne, M (1995) *Values in Social Work*. - 2nd ed. Ash gate
- 石川時子 (2007) 「パターンリズムの概念とその正当化基準-『自律を尊重するパターンリズム』に着目して」『社会福祉学』Vol. 48-1 (No. 81), 5-16.
- Dowine, R. S. and Telfer. E. (1969) *Respect for Persons* Allen and Unwin
- 三島亜紀子 (2007) 『社会福祉学の〈科学〉性-ソーシャルワーカーは専門職か?』勁草書房
- 岡田誠 (2006) 「我が国のソーシャルワーカー倫理綱領の変遷-共通倫理綱領策定から学ぶもの」『大阪人間科学大学紀要』(大阪人間科学大学), 11-19.
- 仲村優一, 田中寿監訳 (1976) 「専門ソーシャル・ワーカーの国際倫理綱領 (案)」『月間福祉』全国社会福祉協議会, 46-49.
- Reamer, Frederic G. (1999) *Social work values and ethics* Columbia University Press (= 2001, 秋山智久監訳『ソーシャルワークの価値と倫理』中央法規.)
- S. Vaughn, J. Shay Schumm, J. Sinagub (1996) *Focus Group Interviews In Education and Psychology* Sage Publication, Inc (=井下理監訳, 田部井潤・柴原宜幸訳『グループ・インタビューの技法』太平社.)
- Mcleod, John (2000) *Qualitative Research in Counselling and Psychotherapy*, Sage Publication, Ltd (=2007下山晴彦監訳, 谷口明子・原由杏子訳『臨床実践のための質的研究法入門』金剛出版.)
- 岡村重夫 (1983) 『社会福祉原論』 全国社会福祉協議会, 99-101
- 三島亜紀子 (2002) 「社会福祉学における『主体』に関する一考察」『ソーシャルワーク研究』Vol. 28 No. 1, 39-44
- 久保美紀 (2002) 「ソーシャルワークにおけるエンパワーメントのもつ人間観-クライアントの主体性をめぐって」『人間福祉の思想と人間観』ミネルヴァ書房, 134-148
- 孫良 (2006) 「イギリスの脱施設化にみられる知的障害者の主体性形成プロセス」『ソーシャルワーク研究』Vol. 32 No. 3, 51-59
- 松端克文 (1997) 「ソーシャルワークにおける主体性概念の検討--「強度行動障害」とされる人たちの援助をめぐって」『ソーシャルワーク研究』Vol. 22, No. 4 相川書房, 268-274
- 空閑浩人 (1999) 「日本人の文化とソーシャルワーク-受け身的な対人関係における主体性の把握」『社会福祉学』Vol. 40-1 ((No60), 113-132
- 空閑浩人 (1999) 「ソーシャルワークにおける対象認識に関する考察」『ソーシャルワーク研究』Vol. 24No. 4, 9-14
- 岩本華子 (2007) 「社会福祉実践にクラインとの『主体性』概念に関する一考察-クライアントの『主体性』はどのように捉えられてきたのか」『社会問題研究』Vol. 56-1・2 (No. 134), 95-116
- 小山隆 (2002) 「ソーシャルワーク関係における自己決定」『人間福祉の思想と人間観』ミネルヴァ書房149-163
- 岩間伸之 (2004) 「ソーシャルワークの機能を問い直す-改革期にみるソーシャルワークの本質」『ソーシャルワーク研究』Vol. 30-3, 10-16
- 新保祐光 (2004) 「利用者本位の援助とソーシャルワーク機能」『ソーシャルワーク研究』Vol. 30-3 17-24
- 新保祐光 (2008) 「ソーシャルワーク実践の根拠としての状況的価値」『ソーシャルワーク研究』

Vol. 33-4, 54-61

狭間香代子 (2000) 「自己決定とストレングス視点」『社会福祉学』 Vol. 40-2 (No. 61), 39-56

鈴木良 (2004) 「知的障害者の自己決定支援の思想と方法に関する一考察」『社会福祉学』 Vol. 45-2 (No. 72), 14-23

久保美紀 (2002) 「ソーシャルワークにおけるエンパワーメントのもつ人間観-クライアントの主体性をめぐって」『人間福祉の思想と人間観』 ミネルヴァ書房, 134-148

笹沼弘志 (1994) 「権力と人権-人権批判または人権の普遍性の証明の試みについて」『人権論の新展開』 敬文堂, 31-44

廣松渉 (1990) 『今こそマルクスを読み返す』 講談社, 22-74